

## 弔 慰 金 支 出 一 覧 表

(単位；千円)

区 分	本 人				本人の配偶者及び父母・子 (義父母の場合は同居)				過去に在職した本人(※1)			
	香料	献花	お淋	弔電	香料	献花	お淋	弔電	香料	献花	お淋	弔電
町長、副町長及び 教育長	10	一対	○	○	5	一基	○	○	5	一基	○	○
町議会議員	10	一対	○	○	5	一基	○	○	5	一基	○	○
知事、地元選出国 会議員・県会議員	10	一基	○	○	5	一基	○	○	5			○
近隣市町村長	10	一基	○	○	5			○	5			○
国からの委嘱によ る委員等 (※2)	10			○	5			○	5			○
地方自治法の規定 で設置される委員 会の委員 (※3)	10			○	5			○	5			○
顧問弁護士・産業 医・保育所医・保 育所歯科医・学校 医・学校歯科医・ 学校薬剤師・保健 センター管理医等	10	一基	○	○	5			○	5			○
自治会長	5			○	5			○				
町の条例で規定さ れた非常勤の特別 職の委員	5			○	5			○				
公共(的)団体の 長及び役員 (※4)	10			○	5			○				
職 員	10	一対	○	○	5	一基	○	○				○
その他	上記に定めがなく、町政発展・運営上特に必要があると認められるものにあつては、その都度、町長、副町長、担当部長で対応について協議し、執行することとする。											

(※1) 町長、副町長及び教育長並びに町議会議員にあつては元職までを、近隣市町村長、国からの委嘱による委員、地方自治法の規定で設置される委員会の委員、顧問弁護士、産業医、保育所医、保育所歯科医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健センター管理医等にあつては、前職までをその対象範囲とする。

(※2) 国からの委嘱による委員等とは、民生児童委員、人権擁護委員、保護司、行政相談員をいう。

(※3) 地方自治法の規定で設置される委員会の委員とは、教育委員会委員、農業委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員会委員をいう。

(※4) 公共(的)団体とは、一部事務組合、社会福祉協議会、商工会、消防団(団長・副団長)、農協等をいう。